

第 8 回 憲法統治機構論の基礎 1 ——国会

1. 国会の地位

- ・ 41 条にいう「国権の最高機関」という文言の意味については、国会が、国政についての最高の決定権ないし国政全般を統括する権能をもった機関であるというように法的意味にとらえる見解も有力であるが、通説は、国会が、主権者である国民によって直接選任され、その点で国民に連結しており、しかも立法権をはじめ重要な権能を憲法上与えられ、国政の中心的地位を占める機関であるということを強調するための政治的意味をもつに過ぎないと解している。
- ・ 41 条にいう「国の唯一の立法機関」という文言の意味については、(1) 憲法上の例外（議院規則（58 条 2 項）、最高裁判所規則（77 条））を除き、国会以外の機関による立法が許されないということと、(2) 憲法上の例外（地方自治特別法の住民投票（95 条））を除き、立法は国会以外の機関の参与を必要としないで成立することとを意味する。
- ・ 43 条 1 項にいう「全国民を代表する」という文言の意味については、代表機関（国会）の行為が法的に代表される者（国民）の行為と同視されるという趣旨の法的意味（法的代表）ではなく、国民が代表機関を通じて行動し、代表機関は国民の意思を反映するものとみなされるという趣旨の政治的な意味（政治的代表）であると解される。したがって、議員は、選挙区などの選出母体の代表ではなく、全国民の代表であると考えられるので、議員個人の信念に従って行動することが求められ、選出母体の意思に拘束されない（命令委任の禁止、自由委任）。ただし、国民の意思が議員の意思に事実上類似することが求められるので、その意味で、ここでいう代表とは、政治的代表的意味に加えて、社会学的代表という意味を含むものと解される。